

排出オフセット関連制度の概観

排出ネットゼロ研究会 第三回会合

2021年2月16日（火）

経済産業省 産業技術環境局 地球環境連携室

長田 稔秋

コンテンツ

1. 日本の制度

2. 海外制度

3. 国際的議論の動向

1. 日本の制度

(1) 排出オフセット制度

(2) 電力系制度

日本の制度(1) — 排出オフセット制度

	JCM(国際)	Jクレジット(国内)
目的	途上国へのGHG排出削減貢献を定量的に評価するとともに、我が国の削減目標に活用する。	中小企業・自治体等の省エネ・低炭素投資等を促進し、クレジットの活用による国内での資金循環を促すことで環境と経済の両立を目指す。
仕組み	<ul style="list-style-type: none"> ・パートナー国における日本の貢献に基づく排出削減量を定量化し、クレジット化。 ・クレジットは参加者間で分配。 ・基本的な意思決定は、日本とパートナー国の合同委員会が実施。 ・民間企業もプロジェクトに参加。 	<ul style="list-style-type: none"> ・日本国内における省エネ・再エネ機器導入・森林管理等によるGHG排出削減量及び吸収量を、クレジットとして国が認証。 ・クレジットは、プロジェクト実施者が取得。 ・基本的な意思決定は、制度管理者(経産省・環境省・農水省)と専門家による委員会が実施。
政府からの支援措置	<ul style="list-style-type: none"> ・経産省:FS、NEDOによる技術実証 ・環境省:設備補助、アジア開発銀行基金等 	書類作成、第三者機関による審査対応について支援あり。
民間における活用方法	経団連低炭素社会実行計画、温対法SHK、省エネ法報告、電力排出係数算定、ボランティアオフセット等	経団連低炭素社会実行計画、温対法SHK、省エネ法報告、電力排出係数算定、RE100、CDP、ボランティアオフセット等
特定技術の扱い	(詳細以下)	(詳細以下)
・CCS	インドネシアについてFS実施中。ガイドライン等は今後検討。	実績なし。
・森林	カンボジアについてガイドライン、方法論あり。	既存プロジェクトあり。
・省エネ	既存プロジェクトあり。	既存プロジェクトあり。

日本の制度(2) - 電力系制度

	非化石証書	グリーン電力証書
目的	<ul style="list-style-type: none"> ・電気事業の低炭素化に向けた、小売電気事業者による高度化法目標(2030年度非化石電源比率44%)達成の後押し ・FIT賦課金による国民負担の軽減 	<ul style="list-style-type: none"> ・企業や自治体等による環境対策への貢献 ・グリーン電力発電設備の建設・維持・拡大への貢献 ・日本におけるグリーン電力普及・拡大への貢献。
仕組み	<ul style="list-style-type: none"> ・非化石電源(再エネ、原子力等)に由来する電気の「非化石価値」を証書化。 ・売手(発電業者等)と買手(小売電気事業者)は、非化石価値取引市場を通じて証書を取引。 ・非化石証書の取引価格は、卸電力取引所(JEPX)のオークションにより決定。 ・小売電気事業者は、高度化法に基づく報告において、非化石証書購入量を報告。 ・2019年2月より、FIT非化石証書の由来となった電源の属性情報を明らかなるトラッキングスキームの実証を開始。 	<ul style="list-style-type: none"> ・再生可能エネルギーにより発電された電気の環境付加価値を、「グリーン電力証書」という形で取引。 ・グリーン電力証書は、需要家からの要請を受け、証書発行事業者が、第三者認証機関の認証を得て発行。 ・発電設備を自ら所有しない企業や自治体等においても、グリーン電力証書を購入することにより、自らが使用する電気が再生可能エネルギー由来とみなすことが可能。 ・グリーン電力証書の価格は、発行業者によって異なる。
民間における活用方法	<ul style="list-style-type: none"> ・小売電気事業者: 高度化法目標達成への活用、排出係数の低減 ・電気の需要家: CDP、RE100等報告、環境貢献のPR 	<ul style="list-style-type: none"> ・証書発行事業者から提供されるマークを活用した環境貢献のPR(製品・サービス・イベント等) ・CDP、RE100、SBT等各種報告 ・温対法SHK、東京・埼玉のETS

2. 海外制度

海外における主なオフセット制度（政府が関与するもの）

国名	オフセット制度概要
米国（州レベル）	加州C&Tの下でのCalifornia Compliance Offset Program、7州共同によるRGGI CO2 Offset Mechanismなど、複数のオフセットプログラムが存在。
カナダ（州レベル）	アルバータ州におけるAlbert Emission Offset Programは、同州ETSのもとで使用可能。
豪州	Emission Reduction Fundの下で、民間の排出削減プロジェクトによる削減量を政府がリバース・オークションにより買い取り。
中国	China GHG Voluntary Emission Reduction Programから生じたクレジット（CCERs）を、試行版ETSにて使用可能。
韓国	RoK Offset Programから生じたクレジット（KOCs）を、国内ETSに使用可能。
スイス	国内では、スイスCO2法における義務履行用に、CO2 Attestation Crediting Mechanismからのクレジットが使用可能。 国際協力として、ペルーとのオフセット合意締結を発表。

State and Trends of Carbon Pricing 2020 (World Bank)に基づき作成。

3. 国際的議論の動向

市場メカニズムに関する温暖化交渉

交渉の経緯

2015年 フランスで開催されたCOP21でパリ協定採択(市場メカニズムに関する6条が入る)

2018年 ポーランドで開催されたCOP24でパリ協定実施指針の大部分が合意されるも、6条の実施指針は合意されず。透明性の文脈で、6条の報告事項は合意。

2019年 スペインで開催されたCOP25で交渉進展するも、再度6条実施指針は合意には至らず。

6条交渉における重要な論点

6条4項の相当調整	6条4項の国連管理メカニズムへのダブルカウント防止ルールの適用
京都メカニズム(CDM)の移管	京都議定書下のメカニズム(クリーン開発メカニズム:CDM)のプロジェクト及び2020年以前に発行されたクレジットのパリ協定への移管
6条2項へのSOP(手数料)	JCMなど6条2項の協力的アプローチに対する「手数料(share of proceeds;SOP)」の徴収

民間企業へのインプリケーション

○JCMは、6条に基づき日本のNDCに「適切に」カウントされる。

○6条実施指針合意を待たず、国際民間航空機関(ICAO)がエアラインを対象としたオフセット制度を設置・運用開始。一部の民間クレジットも対象。

○民間クレジットを6条/NDCの文脈でどう扱うかは、当該国判断。